

## 資料1

オープンサイエンス推進に関する  
フォローアップ検討会（第4回）  
平成28年1月28日（木）

# オープンサイエンスに必要な 著作権知識

1 2016.1.28.

@第4回オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会

弁護士 末吉 亙

# 1. 研究成果の保護

- ④ **発明**の保護 - アイデアを一定の要件のもと発明として審査のうえ特許して保護し、その実施を独占させる
- ④ **著作物**の保護 - 表現を一定の要件のもと著作物として保護し、その利用を独占させるもの / データそのものは著作物ではない / ただし、データはデータベースとして保護される場合があるが、その保護要件である「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」のハードルはとても高い
- ④ **秘密**の保護 - 情報を一定の要件のもと営業秘密として保護し、その利用を独占させるもの

# 1. 研究成果の保護

㊦ 研究成果は

発明 **invention**

著作物 **copyrighted work**

data-not **copyrighted**

… **trade secret?**

→ 契約の問題

**the matter of contract**

# 1. 研究成果の保護

- ⌘ 委託研究の成果たるデータ全てを秘密として受託研究者に独占させるのは委託研究契約の規定の仕方の問題
- ⌘ 知的財産法問題ではない
- ⌘ **all data**・・・発明の保護ではなく、著作物の保護でもなく、専ら、委託研究契約の規定の仕方の問題

## 2. オープンサイエンス

☪ オープンサイエンスとは公的資金に基づく委託研究の成果たる論文とデータにつき、デジタル開示を求めるもの

☪ オープンサイエンス

= 公的資金の成果たる「論文 + データ」 → **デジタル公衆送信**

## 2. オープンサイエンス

### ④ オープンサイエンス

= 「論文 + データ」 → デジタル公衆送信

- ・ 公開後はどこまで・・・？
- ・ その検索のみ
- ・ その複製も出来る
- ・ その翻案も出来る
- ・ その公衆送信も出来る
- ・ 公開は有償・無償？
- ・ 既存出版者との関係？
- ・ 公開機関の役割？

## 2. オープンサイエンス

⊕ 今後は契約・規約で規定する

… **法的制度のアシストは？**

⊕ **過去**の「論文 + データ」は？

… 契約変更？

… 孤児著作物対策？

<https://openingq.dl.ndl.go.jp/search>

… 権利制限は？

## 3. 著作権法

- ⊕ **著作物** 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- ⊕ **著作者** 著作物を創作する者をいう。
- ⊕ 著作者は、その著作物を**複製**する権利を専有する。
- ⊕ 著作者は、その著作物について、**公衆送信** (自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。



### 3. 著作権法

- ⊕ 著作権者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他**翻案**する権利を専有する。
- ⊕ 公表された著作物は、**引用**して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。  
 ……ただし、**附従性**と**明瞭区別性**

## 3 . 著作権法

- Ⓢ 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- Ⓢ 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

# 3. 著作権法

⊕ **There is no “fair use” in Japanese copyright act**

⊕ 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

# まとめ

## - 著作権とオープンサイエンス

- ④ 誰が論文の**著作者・著作権者**が明確にする
- ④ オープンサイエンスを前提とした**契約・規約**にする
- ④ オープンサイエンスを過去の論文・データに**遡及的**に適用する方法を至急検討する